

京都大学における放射性同位元素等の規制に関する規程新旧対照表

| 改正前 | 改正後 |
|--|--|
| <p>(前 略)</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 放射性同位元素 <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律</u>（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第2条第2項に定める放射性同位元素</p> <p>(2) 放射性汚染物 <u>放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則</u>（昭和35年総理府令第56号。以下「法施行規則」という。）第1条第2号に定める放射性汚染物</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 放射線発生装置 法第2条第4項に定める放射線発生装置</p> <p>(5)～(21) (略)</p> <p>(中 略)</p> <p>(特定放射性同位元素)</p> <p>第22条 <u>法施行規則第39条第3項</u>に定める特定放射性同位元素の防護規程その他管理方法については、当該特定放射性同位元素を保有する部局が定める。</p> <p>(後 略)</p> | <p>(定義)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>(1) 放射性同位元素 <u>放射性同位元素等の規制に関する法律</u>（昭和32年法律第167号。以下「法」という。）第2条第2項に定める放射性同位元素</p> <p>(2) 放射性汚染物 <u>放射性同位元素等の規制に関する法律施行規則</u>（昭和35年総理府令第56号。以下「法施行規則」という。）第1条第2号に定める放射性汚染物</p> <p>(3) (同 左)</p> <p>(4) 放射線発生装置 法第2条第5項に定める放射線発生装置</p> <p>(5)～(21) (同 左)</p> <p>(特定放射性同位元素)</p> <p>第22条 <u>法第2条第3項</u>に定める特定放射性同位元素の防護規程その他管理方法については、当該特定放射性同位元素を保有する部局が定める。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、令和元年9月1日から施行する。</p> |